

浄化槽の寄付は 清掃時期にあわせて申請を

寄付直前の清掃は 申請者の負担です

浄化槽は、設置をした後の保守点検、清掃、法定検査といった維持管理が大切です。町営浄化槽事業では、平成20年4月までに設置済みの合併処理浄化槽について、町に維持管理を希望された場合、その浄化槽を町に寄付するという形で浄化槽の所有権を町に移管いただく、『寄付採納制度』を行っています。

寄付の手続きをとっていただく、同事業で設置した浄化槽と同じく、使用料を負担いただきながら、清掃や保守点検、法定検査などの維持管理を町が行っていきます。浄化槽の寄付を希望される方は、まず、役場環境衛生課に連絡いただくと、担当職員が申請書を持って説明に伺います。その時に、直近の浄化

槽の保守点検の状況や法定検査の受検結果を確認させていただきます。

申請書提出後は、保守点検業者と担当職員とで、浄化槽やプロアーが正常に機能しているかを確認し、その後、申

請者の方の負担で最終清掃（全量くみ取り）を行っていただき、寄付採納という形になります。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

Purified

今月のテーマ

何でも聞いてください♪



環境衛生課 中野良太

町営浄化槽のここがポイント!!

修繕をお願いすることも

寄付の申請があると、町職員と維持管理を行っていく保守点検業者で浄化槽の状態の確認を行います。

その際に、浄化槽本体やプロアーなどに不具合があると、寄付の決定を行う前に申請者の方の負担で修繕をお願いする場合がありますので、ご理解ください。



Local Cooperator

地域おこし協力隊活動日誌 vol.14

梅雨の時期の恒例行事♪

梅雨の季節になりました。私は毎年、梅雨の時期に楽しみにしていることがあります。それは梅仕事です。毎年6月、その年に収穫した梅の実を使って梅干や梅酒などを作ることが恒例行事になっています。

私が子どものころ、和歌山の祖母の畑には梅の木があり、その実を採って梅干しを作っていました。夏になると、母は自家製梅シロップをカップに入れて冷蔵庫で凍らせてシャーベットを作って

くれていました。今でも梅の香りを嗅ぐと子どものころの懐かしい思い出がよみがえってきます。

昨年は、自分で採った実を使って、梅味噌を作ってみました。作り方は簡単で、初めて作ったにも関わらず、とても美味しくできたんです。うれしくて家族や友達に配っていると、すぐになくなってしまいました。

この体験を多くの方に知ってもらえればと思い、飛雪の滝キャンプ場でも、梅狩りや梅を使った料理教室ができないかと考えています。

詳しいことが決まりしだい、飛雪の滝キャンプ場ホームページ、フェイスブックページなどにてお知らせします。

飛雪の滝キャンプ場 ホームページを公開中!

飛雪の滝キャンプ場の四季折々の風景や活動内容、イベント情報のお知らせなど、随時更新しています。



飛雪の滝キャンプ場

浅里の梅は無農薬で安心♪



Police 紀宝警察署 からのお知らせ

「ダメ。ゼッタイ」 ～薬物乱用のない社会を～

薬物乱用は、あなたの精神・身体をむしばむばかりでなく、幻覚や妄想により、凶悪な事件や重大な交通事故を引き起こすことがあります。

一人ひとりが薬物を拒絶する意識を持つことが薬物乱用のない社会の実現につながります。

薬物に関する情報を得たときは、紀宝警察署や交番、駐在所に連絡してください。

みなさまからの情報が薬物乱用者の排除につながります。

— 紀宝警察署 (☎33-0110) —



Resources ごみは資源 のコーナー

スプレー缶・飲料缶の出し方

スプレー缶は使いきって穴をあけてから出してください。ガスなどの中身が残っていると、事故の原因になりますので、必ず穴をあけてから出すようにしてください。

ビールやジュースなどが入っていた缶は、水で中身をきれいに洗ってから、毎月第2・4木曜日の「資源金物」の日に出してください。

ポイント♪

缶詰も同様に、水で中身をきれいに洗ってから「資源金物」の日に出すようにしてください。



ごみのおねえさん こときくん

— 役場環境衛生課 (☎33-0338) —

Pet

シリーズ ペットと暮らす その8 ～いつまでもいっしょに～

今月のテーマ 災害に備え「鑑札」を



鑑札 注射済証

犬 は自分で自分の住所を言うことはできません。東日本大震災のとき保護された犬のうち、鑑札か迷子札をつけていたものは、すべて飼い主の元に戻りましたが、首輪だけの犬はほとんど戻ることができなかったそうです。また、保健所などには、ときどき家から逃げ出した犬が保護されることがあります。このとき「鑑札」がなければ、飼養管理期間を過ぎてしまうと、一部を除き、致死処分となってしまう。

犬を飼い始めたら、『狂犬病予防法』という法律に基づき、生涯に1回の犬登録と、年1回の狂犬病予防注射が必要で、登録した証の「鑑札」と予防注射をした証の「注射済証」は首輪などにつけることが義務付けられています。万が一、犬が迷子になってしまった場合、まず熊野保健所や警察署、役場環境衛生課に問い合わせる。近所をよく探しましょう。また、迷子犬を見つけた場合も、熊野保健所や警察署、役場環境衛生課までご連絡ください。